地域医療を守るための措置を求める意見書

少子高齢化の進行や医療ニーズの多様化など、我が国の医療を取り巻く環境は大きく変化し、地域や診療科における医師や看護師などの医療スタッフの不足及び偏在が顕著となり、この解消が喫緊の課題となっている。そのため地域医療サービスは、医療過疎や医療の貧困ともいえる状況が全国各地で発生し、一層深刻な社会問題となっている。

しかし、政府と経済財政諮問会議等は、急速な少子高齢化の中で増大せざるを得ない 医療サービスや医療保険財政を歳出抑制によって乗り切ろうとしており、また昨年末に は公立病院改革ガイドラインが出され、へき地医療、周産期医療、高度先進医療、救急 医療など採算性が取れない医療サービス、いわゆる政策医療を支えてきた公立病院は存 続を危ぶまれている。

地域医療は、住民の生命・健康に直結する不可欠なライフラインであり、住民が安心と信頼の上に地域医療にアクセスできる医療提供体制を確保することは、国の責務である。

よって、政府におかれては、すべての国民が安心で信頼のできる医療を地域で受けられるための政策及び財政措置を講ずるよう、次の事項の実現を強く求める。

- 1. 崩壊の危機に直面している地域医療を守る医療財源の確保を確実に図ること。
- 2. 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のための支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 10 月 7 日

庄 原 市 議 会